

- 1 監査区分 令和3年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 福祉総務課
- 3 監査実施年月日 令和4年1月19日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年2月8日

是正事項	措置結果
<p>(1) その他</p> <p>内規として取り扱っているが、例規制定の 手続を行う必要があるもの</p> <p>(ア) 浦添市福祉プラザ事業実施要綱 (個別事項)</p> <p>(イ) 浦添市災害時における要援護者の支援に関 する規程 (個別事項)</p>	<p>措置日：令和4年2月9日</p> <p>事業の必要性、継続性について関係機関と協 議し検討する。</p> <p>措置日：令和4年2月9日</p> <p>災害時要援護者避難支援計画の改訂に合わ せ、例規制定作業を行う。</p>
注意事項	措置結果
<p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 契約保証金について契約規則第6条第1項 各号に基づき免除しているが、免除の根拠と なる内容の記載等がされていないもの (共通事項)</p> <p>イ 原子爆弾被爆者見舞金事業において、期限 までに申請をした者に対して、支払いを延期 したもの (個別事項)</p>	<p>措置日：令和4年2月9日</p> <p>記載事項の確認を徹底し、記入漏れがないよ うチェック体制を強化する。</p> <p>措置日：令和4年2月9日</p> <p>浦添市原子爆弾被爆者に対する見舞金支給規 程を遵守し、適正な事務処理に努める。</p>

- 1 監査区分 令和3年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 障がい福祉課
- 3 監査実施年月日 令和4年1月19日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年2月8日

注意事項	措置結果
<p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 契約保証金について契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの (共通事項)</p> <p>イ 道路占用料条例の改正を見落とし、占用料を過少に徴収したもの (個別事項)</p>	<p>措置日：令和4年2月9日 今後の契約について、免除の根拠となる内容の記載を行ってまいります。</p> <p>措置日：令和4年2月15日 令和4年2月15日付で、相手先に不足分の占用料の納付依頼を行っております。</p>

- 1 監査区分 令和3年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 保護課
- 3 監査実施年月日 令和4年1月19日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年2月8日

注意事項	措置結果
<p><b>(1) 契約事務について</b></p> <p>ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）</p> <p>イ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの（共通事項）</p>	<p>措置日：令和4年2月9日            今後は契約規則を遵守し、契約者の信用状態を把握のうえ、免除理由を記載するように事務を行う。</p> <p>措置日：令和4年2月9日            今後は、改正民法を踏まえて、契約条項等の見直しを行う。</p>
<p>ウ 事業実施伺のなかで規程・要綱の制定や公告等も一緒に起案し、一事案一起案の原則が守られていないもの（個別事項）</p>	<p>措置日：令和4年2月9日            今後は文書取扱規程を遵守し、確認作業を徹底することにより適切な事務処理に努める。</p>

- 1 監査区分 令和3年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 国民健康保険課
- 3 監査実施年月日 令和4年1月19日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年2月8日

注意事項	措置結果
<p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの (共通事項)</p>	<p>措置日：令和4年2月9日</p> <p>今後、関係法令及び契約規則の確認を徹底し、適正な契約事務に努めます。</p>

- 1 監査区分 令和3年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 いきいき高齢支援課
- 3 監査実施年月日 令和4年1月20日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年2月8日

注意事項	措置結果
<p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）</p> <p>イ 締結伺において、契約金額及び予定価格の項目が抜けているもの（個別事項）</p> <p>ウ 単価契約の予定価格設定にあたり、予定価格調書内に設定内容を具体的に記載していないもの（個別事項）</p>	<p>措置日 令和4年2月9日 起案者及び決裁者双方で十分に確認をして誤りが無いように適切な事務処理を行う。</p> <p>措置日 令和4年2月9日 起案者及び決裁者双方で十分に確認をして誤りが無いように適切な事務処理を行う。</p> <p>措置日 令和4年2月9日 起案者及び決裁者双方で十分に確認をして適切な事務処理を行う。</p>

- 1 監査区分 令和3年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 健康づくり課
- 3 監査実施年月日 令和4年1月20日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年2月8日

是正事項	措置結果
<p><b>(1) 契約事務について</b></p> <p>ア 執行伺において、予算規則第20条（別表3（5））に規定されている財務部長及び財政課長の合議を得ていないもの（個別事項）</p> <p><b>(2) 使用許可について</b></p> <p>イ 保健相談センターの使用申請において、申請のあった4日間のうち3日間について許可し、使用許可書を発行しているが、残りの1日については文書によらず口頭のみで不許可としているもの（個別事項）</p>	<p>措置日 令和4年2月24日</p> <p>予算執行にあたり、予算規則、関係法令を遵守し適切な事務処理に努めるよう課内で周知した。</p> <p>措置日 令和4年2月24日</p> <p>保健相談センター使用許可にあたり、保健相談センター設置及び管理に関する条例施行規則、関係法令を遵守し適切な事務処理に努めるよう課内で周知した。</p>
注意事項	措置結果
<p><b>(1) 契約事務について</b></p> <p>ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）</p> <p>イ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの（共通事項）</p> <p>ウ 締結伺において、契約相手方として決定している医療機関名に加えて、「その他随時決定したい」と記載されているが、その文言をもって追加の医療機関と締結し、意思決定の起案をしていないもの（個別事項）</p> <p>エ 締結伺において、予算額のみ記載し契約額の記載がないもの（個別事項）</p>	<p>措置日 令和4年2月24日</p> <p>契約事務にあたり、契約規則、関係法令を遵守し契約保証金を免除する根拠と内容を記載するよう適切な事務処理に努めるよう課内で周知した。</p> <p>措置日 令和4年2月24日</p> <p>契約書作成にあたり、民法の一部改正を踏まえた契約条項等の見直しを行うよう課内で周知した。</p> <p>措置日 令和4年2月24日</p> <p>契約事務にあたり、契約規則及び関係法令を遵守し契約相手方を追加する必要がある場合は新たに執行伺から起案するよう適切な事務処理に努めるよう課内で周知した。</p> <p>措置日 令和4年2月24日</p> <p>契約事務にあたり、契約規則及び関係法令を遵守し締結伺文に契約額を記載するよう適切な事務処理に努めるよう課内で周知した。</p>

オ 予定価格調書において、予定価格が入札比較価格に消費税及び地方消費税を加えた額とならないもの（個別事項）

措置日 令和4年2月24日

予定価格設定にあたり契約規則及び関係法令を遵守し文書の徹底し適切な事務処理に努めるよう課内で周知した。